

令和5年9月7日

茨城県内介護関係職能団体 御中
各市町村地域包括支援センター 御中
各市町村介護保険主管課 御中

茨城県介護支援専門員研修向上委員会

主任介護支援専門員更新研修の受講要件にかかる法定外の研修について

日頃より、介護支援専門員の資質の向上にご支援・ご協力を賜りありがとうございます。主任介護支援専門員更新研修の受講要件にかかる「法定外の研修等」への該当の可否については、事前に研修の年間計画や概要を茨城県介護支援専門員研修向上委員会あて提出いただいておりますが、行政機関や地域包括支援センターが実施する研修に限り、年間計画等の提出は不要としているところです。

しかしながら、研修時間が3時間未満のものや、主任介護支援専門員更新研修の要件である法定外研修としては適切とは言えない研修、主任介護支援専門員として適切とは言えない研修が見受けられたことから、改めて下記のとおり通知いたしますのでご留意願います。

記

1 研修方法・時間について

- ・ICTを活用した研修も対象とする。ただし、研修実施機関※は、受講状況を確認していること。
- ・レポートやワークシートの作成に係った時間も研修時間として認める取り扱いは、令和2年度限りとする。
- ・研修時間については、以下の例を参考にすること。

例1：ICTを使用した3時間の研修 → ○

例2：2時間の通常の研修の後、ワークシートに1時間取り組み、実施機関に提出
→ 令和2年度に限り ○

例3：一連のカリキュラムとして、研修2時間を2回受講 → ○

例4：実施機関から出された課題に2時間取り組み、提出する → ×

例5：一連のカリキュラムとして、介護支援専門員向け研修を2時間＋主任介護支援専門員向けの演習等1時間 → ○

例6：一連のカリキュラムではない1.5時間ずつの研修を同日（または別日）に受講 → ×

※ 実施機関とは行政機関、地域包括支援センター、日本介護支援専門員協会（都道府県支部含む）、職能団体等を指します。

2 研修内容について

主任介護支援専門員の役割と視点を踏まえた主任介護支援専門員のケアマネジメントの資質向上に資する内容であること。

なお、下記の内容は該当しませんので、年間計画等作成の際にはご留意ください。

- 地域ケア会議やサービス担当者会議等の個別事例への対応を協議するもの
- 任意団体による研修
- 座学や事例検討などを含まない展示会などのセミナー
- 認定調査員やホームヘルパー等の他の業務に従事するために必要となる研修
- 地域包括支援センター職員向けの市町村担当者会議及び研修等や特定事業所の加算の要件として行う研修等、業務に基づくもの
- 一般市民や他専門職を対象とした講座など、介護支援専門員を主な参加対象としているもの
- 意見交換会、情報交換会等、研修として開催されていないもの

参考：「令和3年度茨城県主任介護支援専門員更新研修 開催要項」抜粋

3 研修対象者

要件（2）地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等※2に、年4回以上参加した者

※2：行政機関、地域包括支援センター、日本介護支援専門員協会（都道府県支部を含む）又は『介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱（平成27年2月12日付け老発0212第2号厚生労働省老健局長通知）』の3.『対象者』

（1）のアに定める資格の職能団体（原則として、法人に限る。）が開催する介護支援専門員の質の向上に係る研修（以下「法定外研修」という。）とします。

3 職能団体等における「法定外の研修等」への該当の可否について

研修開催前に当委員会あて研修計画書等を提出する際は、当委員会では委員あて協議をする必要があることから、2カ月程度の余裕をもってご提出願います。

【茨城県介護支援専門員研修向上委員会宛の送付先】

〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3階
茨城県介護支援専門員協会事務局 行

【問い合わせ先】

茨城県保健医療部健康推進課 地域包括ケア推進室 島田

TEL：029-301-3332

Mail：care1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県介護支援専門員協会事務局 黒崎

TEL：029-243-6261

Mail：ibarakicare3@room.ocn.ne.jp